

2022年3月9日

分会長様

長野県高等学校教職員組合

執行委員長 細尾 俊彦

## 各分会での36協定締結のお願い

コロナ禍の中、年度末のお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

さて、2022年度分の36協定（サブロク協定）を各職場で締結していただく時期となりました。

高校教育課では、3月2日付で各学校長に36協定締結についての通知を发出了しました。各学校では学校長または事務長が分会長のところへ36協定締結のお願いに来ます。2ページ以降の資料をご一読いただき協定書の締結にご対応いただくようお願いいたします。

### 【注釈】

36協定を締結しないと学校長、事務長は行政職の皆さんに超過勤務を命令することができません。（法令違反になります）

学校では行政職員に必要な超過勤務が発生することがありますが、無定量的な超過勤務を行わせないうえでも、上限を協定で確認し、必要な協定を結ぶこととしています。

この協定を結ぶことが必要なのは管理職側であり、労働者側（高教組）は協定締結を受け入れる（協定締結をお願いされる）立場です。各職場の行政職の皆さん（高教組の組合員、県職労の組合員、組織されていない行政職）にも相談して進めていただくとスムーズに進みます。よろしくおねがいします。

# サブロク協定（36 協定）について

長野高教組

## 1 労働基準法第 36 条について

労働基準法第 36 条（時間外及び休日の労働）抜粋

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

これを要約すると、次の通りです。

労働者を法定労働時間（1 日 8 時間 1 週 40 時間）を超えて（延長して）労働させる場合や、休日に（1 週 1 回または 4 週を通じて 4 回を下回って）労働させる場合には、あらかじめ労働組合（労働組合がない場合には労働者の代表）と使用者で書面による協定を締結しておかなければならない。

このように労働基準法の第 36 条に規定されていることから、通称「サブロク協定（36 協定）」と呼ばれています。

## 2 協定締結にあたっての留意事項

### (1) 「労働者の過半数」の考え方

- ・サブロク協定（36 協定）に関係するのは、行政職ですが、労働者数のカウントには、教育職を含めます。したがって、高校における組合員数の多い組合は、高教組ということになります。県教委と県職労とは、**高校においては、高教組が代表となることを確認**しています。
- ・多くの分会は、行政職を含めた労働者の過半数を組織していますので、そうした分会は、問題なく分会長が協定書を締結することになります。一部の分会では、労働者の過半数を組織していません。しかし、これらの分会でも、高教組が最大の組合であることは間違いありませんので、**分会長が労働者の過半数の代表として、協定を締結**することになっています。
- ・学校長と分会長で協定書に署名・捺印します。技能労務職員（任用替えしていない方）がいる高校では、協定書を 2 通×2ヶ所分=4 枚、作成する必要があります（人事委員会だけでなく、労働基準監督署にも提出するため）。**事務的な手続き等は、事務長に任せてください。**

### (2) 分会長にお願いすること

- ・年度末の忙しい中ですが、各職場において速やかに「協定書」を締結し、3 月下旬までに高校教育課に提出することになりますので、**2021 年度の分会長が署名・押印**してください。
- ・「協定届」（人事委員会、労働基準監督署根の届出書）には押印の必要はありません。
- ・署名は、「分会長 ○○ ○○」とし、分会の印があるときは、その印を、ないときは、分会長の個人印を押印します。

### 3 時間外勤務の縮減について

- ・サブロク協定（36協定）の締結は、時間外勤務の縮減、サービス残業の根絶を含めた時間外勤務管理の適正化に向けて、その取り組みの一層の推進を図るものです。サブロク協定（36協定）は、行政職に係るものですが、時間外勤務の縮減は、教育職についても重要な課題です。
- ・サブロク協定（36協定）は、1年ごとに締結していくことになっていますので、2021年度の各職場の課題等、整理をしながら、時間外勤務の縮減・サービス残業の根絶を進めていくことが大切です。

<2021年2月24日 交渉の確認書>

#### 時間外及び休日勤務に関する基本確認書

長野県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と長野県職員労働組合中央執行委員長、長野県高等学校教職員組合執行委員長及び長野県教職員組合執行委員長（以下「乙」という。）は、職員（「教育職給料表適用者」を除く。以下同じ。）の時間外及び休日勤務に関し、次のとおり基本確認書を締結する。

（基本方針）

第1条 甲及び乙は、総労働時間の短縮という基本認識に立ち、常に効率的で計画的な業務の執行を図り、時間外における勤務の一層の縮減に努力するものとする。

（時間外及び休日勤務の命令）

第2条 所属長は、業務に支障をきたすことが予想され、かつ、業務上必要欠くことのできない場合で、長野県職員労働組合分会長若しくは職場委員又は長野県高等学校教職員組合分会長又は長野県教職員組合分会長（以下「分会長等」という。）との協議により定める業務に限り、時間外又は休日勤務を命ずることができる。

なお、時間外又は休日勤務を命ずる場合には、職員の健康状態及び特殊事情等に配慮するものとする。

2 前項の時間外及び休日勤務に関する命令は、事前に行うことを原則とする。ただし、災害その他緊急の必要がある場合で職員が時間外又は休日勤務し、所属長がその事実を認められるときはこの限りでない。

（時間外勤務等の上限）

第3条 所属長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の範囲内において分会長等との協議により定める時間又は日数を超えて時間外又は休日勤務を命ずることは原則としてできない。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項に該当する臨時の業務で、監督機関にその旨の届出等を行った場合はこの限りでない。

(1) 時間外勤務

ア	1日につき	8時間
イ	1月につき	45時間
ウ	1年につき	360時間

(2) 休日勤務

1月につき 4日（0:00～24:00の間で必要と認める時間）

（時間外勤務の上限の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、分会長等との協議により定める特別な業務に従事する場合は、時間外勤務に係る時間を1日につき14時間、時間外及び休日勤務に係る時間を1月につき80時間、時間外勤務に係る時間を、1年につき540時間まで延長することができる。この場合において、時間外勤務に係る時間が1月につき45時間を超えることができる回数は、1年につき6回までとする。

（36協定等の締結）

第5条 労働基準法別表第1に掲げる事業を行う所属にあっては、同法第36条第1項に定める協定を締結し、監督機関に届出を行うものとする。

2 前項に該当しない所属にあっては、協定に準じた確認書を締結するものとする。

(協議)

第6条 この基本確認書の実施に伴い疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この基本確認書の起算日は、令和4年4月1日とし、その有効期限は同日からから1年とする。

(基本確認書)

第8条 この基本確認書の成立を証するため、この基本確認書4通を作成し、甲乙が各1通を所持する。

令和4年2月24日

甲	長野県教育委員会教育長	原山 隆一
乙	長野県職員労働組合中央執行委員長	湯本 憲正
	長野県高等学校教職員組合執行委員長	細尾 俊彦
	長野県教職員組合執行委員長	宮田 弘則

<2015年3月16日 交渉の確認メモ>

確 認 メ モ

時間外勤務及び休日勤務に係る36協定等の締結に関する平成27年3月16日に実施した交渉において確認した事項は以下のとおりとする。

- 1 平成14年(2002年)3月19日の確認メモは今後も遵守するものとする。
- 2 36協定等の運用について、職員に対し十分な説明を行うとともに平成27年度は試行的な扱いとする。
- 3 時間外勤務の縮減及び適正な管理について、実効性のあるものにするため、引き続き労使で話し合いを行う。
- 4 今後、問題が生じた場合は、誠意をもって話し合い、問題の解決を図るものとする。

平成27年3月16日

長野県教育委員会	教育総務課長	北 澤 義 幸
	高校教育課長	内 堀 繁 利
	特別支援教育課長	中 坪 成 海
長野県職員労働組合	書記長	湯 本 憲 正
長野県高等学校教職員組合	書記長	上 條 晋
長野県教職員組合	書記長	小 林 一 久

※不明な点があれば高教組本部（担当：近藤・遠藤）に問い合わせください。



## 36 協定書【県立高等学校(技能労務職給料表適用職員等以外)】

## 時間外及び休日勤務に関する協定書

長野県●●高等学校長（以下「甲」という。）と長野県高等学校教職員組合▲▲分会長【又は職場代表】（以下「乙」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定に基づき、長野県●●高等学校における時間外及び休日勤務に関し、次のとおり協定する。

## （基本方針）

第1条 甲及び乙は、総労働時間の短縮という基本認識に立ち、常に効率的で計画的な業務の執行を図り、時間外における勤務の一層の縮減に努力するものとする。

2 甲及び甲の指示に基づき職員の勤務時間を管理する者は、時間外及び休日勤務の必要性を慎重に判断し、職員の理解のもとで必要最小限の人員及び時間を命ずることとし、職員の勤務時間の適正な管理に努めるものとする。

## （時間外及び休日勤務の業務）

第2条 甲は、次の各号に定める業務で、業務に支障をきたすことが予想され、かつ、業務上必要欠くことのできない場合に限り、所属職員●●名に対し、時間外及び休日勤務を命ずることができる。

- (1) 予算、決算及び各種会計に関する業務
- (2) 授業料、高等学校等就学支援金及び学校徴収金に関する業務
- (3) 教職員の人事及び給与に関する業務
- (4) 学校施設及び設備の管理及び整備に関する業務（校用業務を除く）
- (5) 図書館に関する業務
- (6) 学校施設及び設備の管理及び整備に関する校用業務及び農林に関する業務
- (7) 学校行事並びに時間外に行われる説明会及び会議に関する業務

## （時間外及び休日勤務の制限）

第3条 甲は、次の各号に定める時間又は日数を超えて時間外及び休日勤務を命ずることはできない。ただし、労働基準法第33条第1項に該当する臨時の業務で、労働監督機関にその旨の届出等を行った場合はこの限りでない。

## (1) 時間外勤務

ア	1日につき	8時間
イ	1月につき	45時間
ウ	1年につき	360時間

## (2) 休日勤務

1月につき	4日（0:00～24:00の間で必要と認める時間）
-------	---------------------------

(報告及び協議)

第4条 甲は、第3条に規定する時間外勤務等の上限時間を超えることが予想される場合は、時間外勤務等の総時間及び超える原因等を、乙に報告の上、協議する。

2 この協定書の実施に伴い疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上決定する。

(起算日及び有効期間)

第5条 この協定書の起算日は令和4年4月1日とし、その有効期間は同日から1年とする。

(協定書)

第6条 この協定書の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が各1通を所持する。

令和4年3月 日

甲 長野県●●高等学校長 ○○○○ 職印

乙 長野県高等学校教職員組合▲▲分会長 ▲▲▲▲ 職印  
【又は長野県●●高等学校職場代表 ×××× 印】

この押印は、双方の合意を示すものとして、引き続き必要となります。

厚生労働省においては、合意のないまま届出等が行われるなどの懸念から、必要に応じ、締結状況等を確認するとしています。

